

天皇陛下 宇治市へお迎え

喜びに胸躍る市民

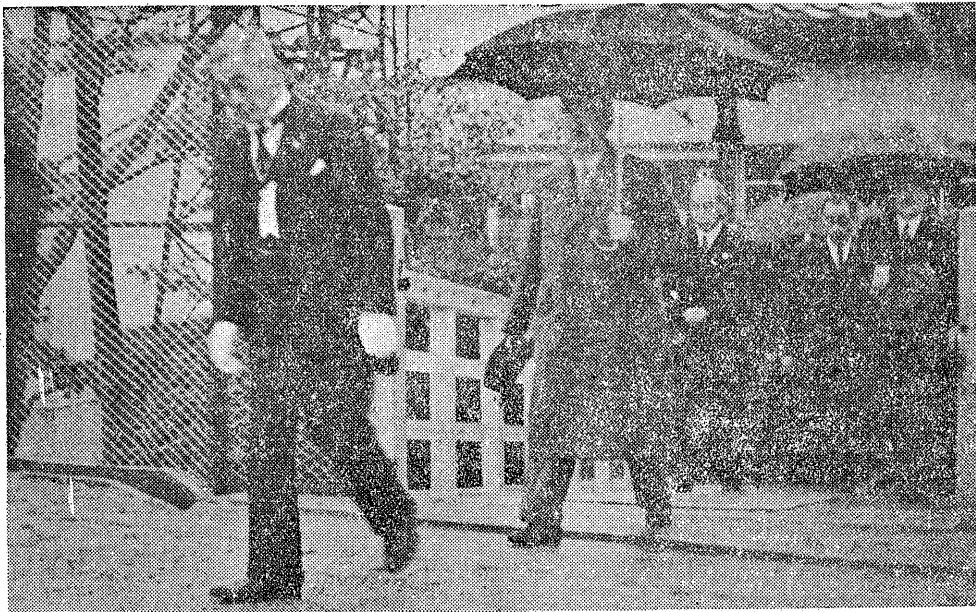


写真 天皇陛下が道校の奉迎場へ

天皇陛下には、十一月十二日京都市内巡幸のみぎり、嵯川知事、山崎市長が御供して午後三時三十分苑道校に御着、第三校舎階上、休憩所にお入りになり辻利一府茶業協会長の茶業界状況説明をお聞きの上、同会長の御案内で宇治茶展示会場を御覧になりました。

終つて山崎市長の御案内で校庭の宇治、久世、綴喜三市郡民歓迎式場に臨まれ、歓迎台上にお立ちになり、市長発声の萬歳三唱に應えられて同五十分自動車で御出発、特に宇治橋上を除行されて陛下は車中から宇治川の秋色を賞でられ、財團法人同和園を御視察の上大宮御所に御入になりました。



発行所
京都府宇治市宇治妙楽一六〇ノ
宇治市役所
電話 宇治 四四〇番
編輯兼發行人
京都府宇治市役所総務
印刷所 新進堂

人口 三八、二三一一人
男 一九、八九二人
女 一八、三三九人
世帯数 七、九〇八世帯
昭和二五・一〇・一現在

宇治市の誕生から今日

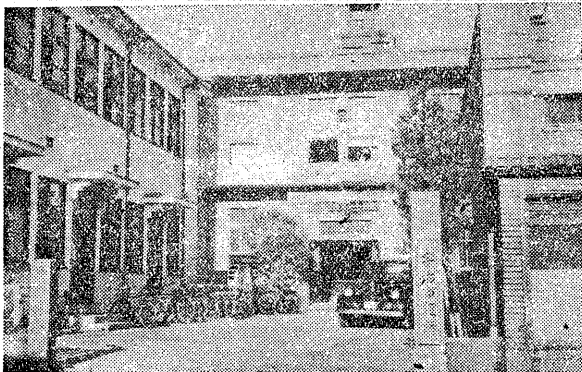
九ヶ月の足跡を顧み

昭和二十六年三月一日まで施行されてきた私等の思ひ出深い旧宇治町、横島村、小倉村、大久保村、東宇治町の五ヶ町村は、觀光百選第一位宇治川塔の島より打上げられた一発の花火によつて、前途を祝福されながら宇治市制の第一歩を發足しました。

この宇治市制は、宇治市民の「和」の力によつて大体予定の通り進捗し、市制の基礎はここに力強くつくられました。

顧みれば、旧町村長及び議員の各位は、絶大なる努力をもつて各町村民の理解ある後援のもとに多難な合併行政をよく打開され、この歴史的意義ある宇治市制の大使命を遂行されたのであります。

しかしながら、市政は実施されたものゝ施行当初は寄合世帯のこゝとて市制の実態これに伴わず、全般的にその実感が低調気味であつたことは、否み得ない実情であ



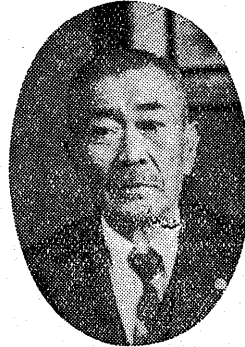
りました。

處が、市議會成立するや行政、財政、事業、諸施設等の内容充実に一步一步と市政の圓滑なる運営に専念せられ、只今では、宇治市台所一億八千二百五十萬圓の予算額で、十四課二局、四出張所の職制のもとに市長以下百八十一名吏員の陣容をもつて一丸となつてよりよき市政実現のため鋭意努力しているのたが、宇治市の施策について、正しい寫知徹底し、もつて市政に対する市民の理解と協力を載けたための報道機關紙「宇治市政だより」を發行することになりました。市政九ヶ月の足跡を顧みて、今後とも市民各位の一層のご協力を切望する次第であります。

宇治市政だよりの誕生

創刊の辞

宇治市長
山崎平次



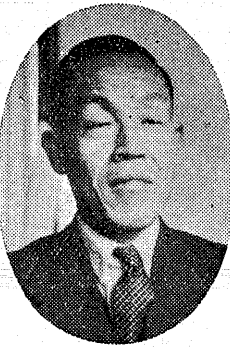
市た政に対する世論も生れません。廣報活動と建設的な意見や苦情をよくきく方法について総合的な計画をたてて、さきに市役所内に「市民の声を聞く窓口」を開設いたしました。が、両面の機能を充分に果たすため本日ここに「宇治市政だより」を發刊いたしますことになりました。

宇治市が誕生しました。早くも九ヶ月になりましたが、この間にせられた市民皆々様の絶大なご支援を深く感謝いたします。

市長以下吏員一同は「市民のための市政」「市民のための市役所」を、目標として全力をあげて努力をいたしております。

民主政治は世論の政治でなければなりません。「宇治市政だより」は皆様方の市政に対する判断の資料であると共に反面、要望、批判を市政に反映させる資料となることを念願いたします。

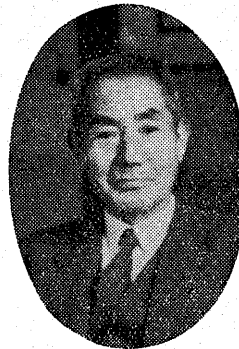
凡そ民主政治とは、われわれ市民が、わが宇治市の市政がどのように営まれているかをよく知っていることであると思ひます。



しかしながら、今日まで市民が市政の営みを知るためには、新聞記事以外には何もなかつたのでありまして、これでは真

宇治市廣報發刊に際して

宇治市助役
佐久間淳一



日本一の宇治川を中央にして市勢の發展を計画致しつつ、日々に市政事務の進捗致して参りますことは、一に

私達の努力によつて皆様方の要求をみたし幸福と利益を守ることが市政のただ一つの目的であることとを信じ、私達は益々研鑽を重ね職責の遂行に邁進し、もつて皆様方のご期待に副うことを誓います

市民各位の市政に対するご理解あるご援助の結果でありますことを衷心感激に堪へない次第であります。

の恨みと悔とをかこちつつある都市また少からず。しかるに、我が宇治市はかかる弊害は毫もなく市民協力一致して市の将来に多大の希望を持つておりますことは、即ち

市民との連絡の役目

市廣報發行を祝う

宇治市長
小山元次郎

せん。そのためには市民が市政の全般をくわしく知ることが必要であるし、そうすることで市政の理解を深めることができると思ひます。

今回「宇治市政だより」が発行されることになりましたことは誠に喜ばしいことで、これは市政の報告書であり、また市民との連絡の役目をもつていふものと思ひます。

市民の和の力によるもので、此の和の力こそは実に限りなきものでありまして本市の前途光明赫々たるものでありますことは、誠に欣快の至りでありませぬ。

しかしして、不肖私等としても一寸でも能き市を作り真に市民各位の幸福を念願致しております。何分にも窮乏日尙淺きのみならず、市としても諸施設に對しては殆んどが無経験であります故、ことに当り色々と考えさせらるることも多いのであります。幸に市政に理解深き市會議員各位より種々なる建設的卓見を承りつつ市政向上に善慮致しておりますが、何ごとを致しませぬにつけても金でありますこれは市民各位の税收入を唯一の財源として行かねばならぬのであります。一面政府の平衡交付金をも計上して其の財源の一端と致しております。處が、近時平衡交付金の割當に對して極端なる減額を加えらるる破目に至るやも知れん状態でありませぬために、主として税收入のみに依存する場合に於ては支出の面に於ても、これ均衡を採らねばならぬのであります。最近制度改正により固定資産の評価を再検討致すことに於て増税の止むなきに立ち至りますことは致し方なきも、これを極度に増徴して市運営の資源と致しますことは、市民の負担の点より理事者として採るべき策でないと思ひます。関係上、自然市政の発展も必ずしも理想の如く進止むを得ざる儀で、度は全く試験的

こととご了承 しくご支援を市民各位に訴へたいと存じます

第一回 更正豫算

本市予算のあらまし

本市は、今年三月一日五ヶ町村が合併して、新しく市として発足致しました。市となつて当初の予算の編成に当り、市長及び議会の成立なきため、暫定予算として四五、六月の三ヶ月分を編成したのであつて其の予算総額は一般会計に於ては、三千五百六十九萬圓、水道事業特別會計一千六百六十四萬圓、市営住宅特別會計二百七十五萬圓で、合計五千萬圓となつたのであります。

四月二十日市長、議会の成立を見、茲に市長施策の線に副う本年度予算の編成を急ぎ、七月十七日議事に提出其の議決を得たのであります。

一般会計に於ては、一億三千一百五十四萬圓、水道事業特別會計一千五百五十二萬圓、市営住宅會計千七百七萬圓となり、総額一億五千九百七十三萬圓となつたのであります。之れを昭和二十五年年度五ヶ町村の予算額一億三千二百六十一萬圓と比較すると、一千七百五十二萬圓の増額となるのであります。七月二十日大雨に依る災害復旧と新設小学校建築費、市営住宅建築費等、三千二百三十八萬圓を追加予算として十月二十四日市会に提出して議決を得たので、当初予算と合せて一億八千二百五十萬圓の大きな予算となりました。今其の内容を説明すると、人件費で三千五百萬圓を必要とし、市

廳舎増築費二百萬圓、消防服新調費百萬圓、土木費では道路、橋梁補修費八百七十萬圓、災害復旧費百八十萬圓、教育費では新設小学校建築費一千萬圓、宇治中学校改築工事費六百萬圓、維持修繕費三百萬圓、社會教育費五百萬圓となり、生活保護費として一千四百萬圓、保育所新設工事費二百八十萬圓、保健衛生費四百萬圓、産業經濟費は一千萬圓、觀光費五百萬圓、徵稅費五百萬圓、特別會計繰入三百五十萬圓となつています。

上水道事業費に於ては、水道敷設拡充費等一千五百萬圓、市営住宅十五戸建築費四百八十萬圓、其の他一般經常費四千五百九十萬圓であります。

豫算総額に対する市民一人当り四

千七百圓となり、この財源は、市税に於ては一億九百九十七萬圓を見込み、地方財政平衡交付金として二千萬圓、国及び府の補助金二千七百七十萬圓、市債三千五十萬圓、其の他収入八百二十四萬圓、市税に於ては現年度分九千九萬圓を見込んで居り、市民一人当り二千三百五十圓となります。

本市の財政は決して健全ではないのであつて、この豫算を執行するに於ては出來得る限りの冗費の節約を励行し、緊急止むを得ざるものを重点的に行ひ、本市の發展と財政の健全を期したいと思つてあります。それには重要財源である市税の徵稅或續の向上に全力を挙げ、財政平衡交付金と起債の確保に努力を致さなければならぬのであります。市民各位の絶大な協力を要望するものであります。

監査委員制度について

地方自治法の定めるところにより、本市にも監査委員二名が市会員の同意を得て選任されました。選任された委員は、

議員より 岩井益三氏
學識経験者より 小山英二氏

であります。監査委員の任務とするところは、普通地方公共團體(都道府縣及び市町村)の經營に係る事業の管理及び出納其の他の事務の執行を監査するのであります。又監査委員は、監査の結果を市長及び議會並びに關係のある委員會に報告し、且つ、これを公表しな

ければならないのであります。本市に於ても本年三月一日合併により新たに発足しましたので、合併旧町村の出納、其の他事務及び市となつてからの出納、其の他

宇治橋擬寶珠の 再現について

宇治橋は日本最古の橋で、大化二年(千三百餘年前)に架けられたもので創建当時の宇治橋の擬寶珠の銘が今も橋に残つています。宇治橋の擬寶珠が戦時中金屬回收のために撤去され、觀光宇治の名勝を阻害すること甚だしいので旧宇治町当時、町長堀井庄次郎氏は町議会の議決を得て、擬寶珠を再現することとせられ、創建当時の古文化を偲ぶと共に銘文を彫むことにし銘文を



京都大学教授 文學博士 吉川吉次郎氏撰
大阪大学教授 内藤乾吉氏筆
京都女子大学教授 橋川時雄氏撰並びに筆の兩銘を彫み、擬寶珠の製作を京都市立工業研究所に委託されたが、天皇陛下宇治市行幸の日完成したことは意義あることであります。東洋古典の權威者を煩わしその撰文と筆蹟を得たことは、京都在住現代文化陣容において誠に結構なことで、各氏のご苦心の結晶は永遠に宇治の景観を飾つて觀光文化の名勝に光彩を放つものであります。しかも、これを彫むに京都大久保鼎湖氏の藝術をもつてしたことも誠に喜ばしいことであります。この擬寶珠の再現については、京都大学教授猪熊兼繁氏と、前宇治市長職務代行者奥村源三氏の兩氏は当初から種々苦勞を煩わしました。この紙上をもつて、關係者各位に対し感謝と敬意を表します。

事務の監査を受けたのであります。みなさんから納めて頂いた税金が正当に使用されているかどうかこの様にして市の全般に涉り監査を受けるのであつて、これによつて明朗なる市政の運営と發達が出来るのであります。

發疹チフスの一

予防について

十一月一日から翌年三月末まで發疹チフスの豫防実施期間であり

宇治市に於ても次の通り実施してありますから、皆さんのご協力を願ひします。

(一) ネズミの駆除
十一月二十六日から十二月二十日まで、この期間中に取つたネズミを一匹五圓で買上げますから

ら、勢々多くさん取つて市衛生課迄持参して下さい。

(二) シラミの駆除
右の期間中シラミの駆除には特に重点を置き、次の事項を励行して下さい。

イ、衣服の洗濯、更衣
ロ、入浴を度々すること
ハ、寝具の日光消毒をすること
市衛生班では、各地区毎に昆虫駆除を実施してゆきますからご協力を願ひします。

固定資産再評価

不動産の税金はかわります

地方税法が改正せられまして、国と地方との財政機関の自主性が強化されると共に、反面その徴税責任が明確に追求されることとなりました。固定資産税がその課税標準を、従来国の税務機関が定めた賃貸価格から脱却して、市町村自らの責任において、固定資産の価格を決定せねばならないものとなつた一歩の理由も此處にあるのです。

固定資産税は大幅に増額されることになり、市町村税の大宗をなしております。昭和二十五年に於ける土地家屋に対する固定資産税については、賃貸価格の九百倍という法定の課税標準によつたが、これに対しては相当議論の多かつたところであり、昭和二十六年は一應この仮価格により徴収し、価格の決定をまつて清算することになつていますが、かかる経緯に鑑みても、固定資産の評価に對する世論には、きびしいものがあると考えられます。

国民の租税負担が極度に増大し既に限界点にあると言はれる現段階において、一層固定資産税の課税標準である価格の決定については、公正妥当でなければならぬのであります。

固定資産の評価の要諦は、均衡のとれた適正な価格を得ることにあるが、何分にも評価の仕事は、

全国市町村にとつて劃期的な大事業であり、しかも短期間に仕上げなければならぬ仕事であります。困難な大事業であればある程、周密な計画が必要であるのであつて、本市におきましてもあらゆる資料を蒐集し、府縣等の比較割合、隣接町村間の均衡等を考慮に入れ、全市域一齊に実地調査に着手しておりますが、何分にも複雑多岐に亘る調査でありますので、市民各位の協力なくしては、到底完全なる調査が出来ないことと存

じますので、何卒この意味をよく認識下さいまして、深いご理解とご援助を賜ります様お願い致します次第であります。

調査に当りまして、調査員の質問にありのままをお答え下さい。

例へば

何年頃建てたか
借家で造作家具等は自己負担か
修繕費は借家人の負担か等々

又調査に當つてお氣付の点がありましたら、心置なく申出下さい

調査終了後、決定対しましては縦覧期間が設けられまして、異議のある方は、固定資産標準價審査委員会に申出て審査を受けられることになつております。縦覧期間には別に告示致します。

▽評価額に異議のある人は委員会へ

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会が九人、近く市議会の承認を得て市長が選任することになつて居りますが、この審査委員会とはどんな機関で、審査員とはどんなことをする人か、簡単に説明を致しませう。

固定資産税を賦課する基である価格は昭和二十五年に於ては假に賃貸価格の九百倍(畑のみは千八十倍)と法定されましたが、本年度は評価員が評価をして市長が決定することになつて居ります。

この決定は一般の縦覧を経て、

税金を賦課することになります。この決定額に不服のある人の申出を審査する機関が、固定資産評価審査委員会です。そしてこの審査を経ぬことには、知事に訴願したり、裁判所に出訴することが出来ません。審査の手続は書面ですることになつて居りますが、この様式については後にお知らせします。それではどんな不服を審査するかと申しますと、法律には一固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く)に對する不服を審査決定する」と言つておりますから、地番、坪数、用途など土地台帳又は家屋台帳に登録された事

小倉出張所だより

回覧板についてお願い

農繁期に入ると猫の手もほしい農家では、一家揃つて田畑に出られ勝ちなので、至急回覧が来ても夕方帰宅される迄各々の人が止置かれることが往々あります。そのため通知が大變遅れて隣組の方々へ非常に迷惑をかけることがありますので、田圃から歸られたらすぐ次から次へと早く回覧するようにお互に注意して、至急回覧が間に合う様協力して下さいことをお願いいたします。

項及び賃貸価格に對する不服は取上られません。

それで今回評價した価格が不当と思われる場合、又は現況調査が間違つて居る(現況課税になつて居ますから、台帳目録が畑でも、現実に宅地に利用している場合は宅地の価格で決定します)という様な事柄について審査してもらふことになつて居ります。

縦覧の期間は十月一日から十日まで、審査の請求は十月一日から十月二十日までとなつて居りますが、本市におきましては評價の決定が少し遅れる見込でありますので、閲覧並びに審査請求の期間も遅れますが、決定次第公告其の他の方法でお知らせ致します。

当局評價方針と致しましては、市民の皆様のご負担とならぬ様慎重決定致す予定であることは勿論であります。萬一不当な決定があつた場合は、本審査制度をご利用下さることをお勧め致します。

【市税徴収状況】

昭和26年10月31日現在

目	調定額		収入額		残額		歩合 (%)
	千円	円	千円	円	千円	円	
1、 普通市固自荷電木廣接滞合	69,219	28,892	33,059	13,429	36,150	15,463	47.8
通民資 産 車	36,067	687	15,589	563	20,478	124	44.5
定 轉 車 ガ 引 告	371	371	286	286	85	85	43.2
氣材 客納	3,193	1	3,193	1	0	0	82.0
	1	8	1	8	0	0	77.1
2、	15,853	85,072	3,277	36,346	12,576	48,726	100.0
人線							100.0
税 目							100.0
税 目							100.0

自轉車・荷車等 鑑札の付替について

先般全市一齊に、自轉車及び荷車鑑札の付替を実施致しましたが、まだ附替を済して居られない方がある様に見受けられますので、至急市税務課にお申出の上、附替を完了して下さい。



市民の生命と財産を守る

完 べ き の 消 防 陣

皆様、火事は文化のパロメータ
ーといえます。

宇治市も本年三月に近郷五ヶ町
村を合併して愈々発展の途上にあ
る今日、季節向きの火災もまたそ
の発生度数の増す心配が豫想され
るのであります。幸にして宇治市
発足以来、火事らしい火事とな
る僅か五月と十月に宇治市で二件
その損害九七六、五〇〇圓と云
う程度で済んだことは、誠に市民
の皆様が火の用心にいか注意深い
ことであるかを伺ひ知ることがで
きます。しかし、ひるがへつて見
るに、約の三百年も焼けなかつた
奈良の法隆寺が焼け、又世界的文
化財と称せられた金閣寺の焼けた
こと等を考え合す時、決して油断
はしてはならないのであります。

そこで皆様もご承知の如く、現
在の消防はその市町村の責任にお
いて護らなければならぬことが
消防組織法第六條に規定されてい
ますので、宇治市に於ても去る八
月より常勤の消防専務員三名を採
用し、日夜油断なく消防の常備態
勢を整えているのであります。

「備えあればうれいなし」
さてそこで、火事を起したら何
かの損害は免れることは出来ませ
んそれで何と云つても、火事を起
さないようにお互ひが充分に火災
豫防の心構えが必要であります。
すでに各都市に於いては火災豫

防に対する色々な制限や規則等が
設けられていますが、この宇治市
に於いても近くこの火災豫防を充
分に果すようこれ等の制限や規則
を、皆様の幸福を護るため制定さ
れる運びとなつています。

かくして、ご理解ある市民各位
の協力をいただいて当宇治市を無
火災都市となすよう、消防團長初
め團員一同はもとより市当局に於
いても切望しているのであります
最後に宇治市に於ける現在の消
防陣容を参考までにお知らせして
おきます。

社会福祉事業法の定める所によ
つて、十月一日から宇治市福祉事
務所が発足しました。
一、この事務所は生活
保護法(昭和二十五年法
律第一四四號) 児童福
祉法(昭和二十二年法律
第一六四號) 身体障害
者福祉法(昭和二十四
年法律第二八三號) その
他の社会福祉を目的と
する法律と相まつて、
社会福祉事業が公明且
つ適正に行われること
を確保し、兼ねて市長
の委任する旧民生課の
事務を公正迅速に運営
する所であります。

二、この事務所は厚生大臣の監督

★宇治市消防團一覽表

團本部	團長	副團長	分團長	副分團長	部長	班長	團員	計
宇治分團	一	二					一	二
慎島分團							二	二
小倉分團							二	二
大久保分團							二	二
東宇治分團							五	五
計	一	二					一三	一三
大型自動車	一						一	一
小型同上							二	二
手びきガソリンポンプ	一						一	一
東発同上							一	一
蒸気腕用ポンプ							一	一
計	一						六	六

★消防機械器具一覽表

大型自動車	一
小型同上	二
手びきガソリンポンプ	一
東発同上	一
蒸気腕用ポンプ	一
計	三九

ハンカと百日咳について

只今百日咳の豫防接種を、各地
區別に実施しております。可愛い
お子さんのため必ず注射を受けて
下さい。

こゝに子供のかかり易い、ハン
カと百日咳の豫防及び手当につ
いて簡単に申上ります。ハンカと百日
咳は、共に小學校入學前の幼い子
供の傳染病で春先から多く見受け
られ、空気傳染により次々と子供

する社会福祉審議会と、市内の社
会事業関係者をもうらする社会福
祉協議会の協力を得て事業が遂行
されます。

三、初代の所長は民生課長が兼任
し、民生課全員が事務所員を兼ね
て活動します。

を侵すのです。
よく病気が治らないのに平気で
屋外で遊ばせたり、學校幼稚園へ
やつているが、実に社會道德的に
よくないと痛感させられます。こ
承知の通り、百日咳豫防接種は法
律でも定期に行うことに定められ
ているように、子供にとつてはい
やな病氣ですハンカの治りきわの
子供の血液(之れが得られなければ

四、この法が発効してから、從來
の保護費一割の市負担が二割とな
ります。

五、事業の性質上正確に数字を公
表することは出来ないが、四百近
い世帯が対象となつていますが、日
々増加の傾向があります。中には

ば既にハンカをやつた大人の血液
でもよい)を採つて注射する方法
がよいとされていきます、ハンカは
急に高熱と引続き顔に赤い発疹が
表われ、次第に全身に抜がるので
すこの他、氣管支カタルなど起る
が発病から四週間で治ります。風
疹(ハンカより軽し)、シヨウ紅熱
(法定傳染病)とよく似ているので
區別することが困難であります。

百日咳は軽度の熱と全身のだるみ
から始まり、あたかも犬の遠吠の
ようにゴホンゴホンと連続した咳
が出て、その苦しさで顔から血の
氣が去り、時には激しい咳のため
にハキ氣すらまじえるセキの発作
は殊に夜間に多いのです。二週間
もすれば少々咳は軽くなりますが
経過は百日咳の名の通り非常に長
引き、ハンカも百日咳も医療が必
要であるが、肺炎等の余病を起さ
ぬためには、完全に治り切るまで
は絶対戸外へは出さないことで、
又兄弟姉妹は勿論のこと、他家の
子供も病児に近寄せないように親
の充分な注意が望ましいのです。



もらわぬと損だと考へているので
はないかと思はれる者もおります
本事業の趣旨を諒され皆様の強力
なお力添えを賜り、市民が一人と
して處を得ない人のない様にし、
速かに明るい社会の建設に貢献し
たいものであります。

今度生れる

宇治商工會議所

とはどんなところか

市民各位のご協力を待つ

商工會議所とは、地域の商工業者の自発的創意に依つて設立され、産業の興隆と社会公共の福祉と繁栄を目的とする社会法人でありまして、商工會議所法の制定と相俟つて、戦後最も民主的な地方経済機関として発達して居るのであります。

商工會議所は、その名の様に事業者が相寄り相集つて議を練る處であつて、業界の希望と意見、知能と経験が実を結んで之が実現のために総力が動かされる處であります。

此のためには業種別或は専門別に各種の資料を集め、調査を行ひ研究を進め、情報と交換し、討議を交え、諸般の事業を企画実践して正しい理論の形成と産業政策の伸長を推進する任務を持つてあります。

宇治市が発足致しまして以來、商工及び觀光的都市の性格を持つ宇治市発展の基礎として商工會議所の設立が画され、去る五月には各地商工會議所を視察し、以後六ヶ月間に亘り種々資料を蒐集し企業家及び有志者慎重協議を重ねました結果、去る十一月六日百余名

の發起人參集して發起人會を開き代表に辻利一氏を推し、定款、事業計画、收支豫算其の他諸規定等各方面に亘り協議立案され、左記の通り事業計画のもとに十二月初旬發會を期して居るのであります。

これがため、創立發起人に依りまして會員の募集を致して居りますが、會員には商工業者は勿論、趣旨にご賛同の方々には事業者でなくとも入會して戴けるのであり振つてご参加下さいませ願ひ申上ると共に、一般皆様にも市民の福祉増進のためより一層有効な商工會議所たらしめる様ご協力を期待して止みません。

入會に就いての詳細は、市役所商工課又は發起人にご連絡賜りませ願ひ申上げます。

★宇治商工會議所

事業計画書

- 1 産業振興に関する事業
- 2 中小企業に關する相談に應ずること
- 3 府産業能率研究所との連絡
- 4 営業上の仕入、販賣に關する幹旋、照會

- 4 産業經濟に關する講演會、懇談會、研究會の開催
- 5 生産品の展示及即賣會の開催、宣傳
- 6 永年勤続優良従業員表彰
- 7 金融、稅務に關する事業
- 8 融資、稅務対策の実施
- 9 (金融機關の誘致及び融資斡旋、納稅貯蓄組合の幹旋)
- 10 金融、稅務に關する説明會、懇談會の開催
- 11 稅務關係諸官公衙との連絡會の開催

- 12 觀光に關する事業
- 13 觀光施設の完備促進運動の実施
- 14 觀光客の誘致運動及び誘致のための諸行事の実施
- 15 市街美化運動及び一般公衆衛生

給配 手續きの仕方

轉出、轉入、出生、死亡の手續きは市役所商工課へ(東宇治、横島、小倉、大久保地区は各その出張所へ)左記による手續をして下さい。

●府内轉出の場合、米穀配給通帳、印鑑並びに業者に備付の米穀配給台帳を借り受け、轉出の手續きに來て下さい。

●府外轉出の場合、府内轉出の場合と同様ですが、外に家庭用砂糖購入通帳を手續きと共に返還すること、尙乳児用砂糖購入通帳を受けている方は、その乳児用砂糖購入通帳をも返還して下さい。轉出証明手数料一通に付金二十圓を戴きます。

の向上運動

- 1 四社会、文化に關する事業
- 2 講演會、文化講座等の開催、幹旋、紹介
- 3 その他各種文化運動への協力
- 4 五資料、統計に關する事業
- 5 1 物價、資金、生計費等の調査
- 6 2 主要生産地物價、商況等の調査並びに資料の蒐集
- 7 3 その他産業經濟の実態に關する資料の蒐集
- 8 六その他
- 9 1 信用保証協会支部設置運動
- 10 2 その他定款第五條に規定の事業
- 11 3 各關係官廳との連絡保持

●死亡の場合、出來るだけ早く府外轉出の場合と同じ手續きをとつて下さい。手續きが遅れましても、死亡の翌日より米の配給が差し引かれますから注意して下さい。

●出生の場合、その世帯の米穀配給通帳、印鑑、母子手帳並びに米穀配給所に備付けてある米穀配給台帳を借り受け、手續きに來て下さい。

●米の繰上げ配給については、年令の異動により配給量が増した時、又は轉入手續きが遅れている場合といえども、米の繰上げ配給はすべて申出があつた日より一ヶ月しか繰上が出来ませんから、各世帯においては世帯員に異動があれば早く手續きに來て下さい。砂糖の配給についても同様です。これと反対に年令異動で減つた場合はその減る日よりさかのぼつて減りますから殊に注意して下さい。

主要食糧購入通帳の有効期限延長について

現在使用中の消費世帯用、生産世帯用の主要食糧購入通帳の有効期間は、本年十月三十一日迄となつて居るが、右有効期限が十二月三十一日迄延長となりました。

十二月主食配給計画豫定

- 一、一般家庭用は
 - 上旬 内地米五日、クイボン五日
 - 中旬 内地米三日、外地米二日
 - クイボン五日
 - 下旬 内地米二日、外地米三日
 - クイボン五日
 - 二、勞務加配は
 - 一般用 内地米四五%、外地米一五%、麥製品四〇%
 - 特定業種 内地米四八%、外米一五%、麥製品三七%
- 正月用先渡米は、内地米五日分、モチ米三日分特配します。いずれも十二月下旬に配給の豫定です。但し、先渡米五日分は、一月下旬配給で差引きます。

●勞務加配米三証明

工場事業場に提出する勞務加配の証明を受ける方は、米穀配給通帳を必ず持参して下さい。証明手数料一通に付 十圓

緑化運動

みどりのお山
ゆたかな宇治市

かつて世界でも有数森林国として知られていた日本も、戦時中の濫伐に引続き戦後の莫大な復興資材の需要により、毎年実にその成長量の二倍余も伐採している現状であります昔は忘れられた頃にとまもなく水害も、今は忘れられることもなく襲つて来ます。去る七月十一日南桑田郡篠村の見じめな惨状、宇治川及び市内各河川に於ける増水さわぎも濫伐が招いた悲しき現象であらうと痛感いたします。

長い間故郷を離れてしばらくぶりに歸つて来た人は、宇治橋より上流の變りた山々を見て驚いています。宇治も山と川とが混然一体となつて、はじめて天下の美観を保つていたのではないでせうか。變化に富んだ地形に対して、あつた美しい「森は国土の最も美しい裝飾物」であるといつたことは、我が市にもそのままあてはまるでせう。

市も合併と同時に緑化運動するに当り、推進委員会を設置し着々達成に務めつゝありますが、講和條約の締結を機に、平和日本に相應しい樹木を植えて永くこれを記念すると共に、山林は勿論、市内各職場家庭等を豊かな緑で覆い、もつて森林資源の培養、水源の涵養、国土の保全と美化、保健衛生等の効果を挙げる様、全市民等此の運動に参加し、植樹を通じて我國再建に協力せられんことを切望します。

樹種	植用	育用
すぎ	一本当り(三年生)	百本当り(一年生)
ひのき	四圓一五圓程度	四十圓程度
くぬぎ	" "	" "
赤松	二圓五十圓程度	二十五圓程度

「金庫の設置」

当市の取扱う現金の出納及び保管の事務に關しては収入役が掌ることになつてゐるが、實際の運営を確実且つ、安全ならしめる爲専門の金融機関に取扱わす制度をとり、市会の決議を経て條例(宇治市條例第三十八號宇治市金庫設置條例)を制定し規則(宇治市規則第十號宇治市金庫規則)を定めて、昭和二十六年八月一日以降株式会社三和銀行宇治支店と契約し、市金庫として一切の現金出納保管を委嘱した。又市税及び諸手数料の

市税の納付については、各市民に配布された徵稅令書に現金(その他これに準ずるもの)を添えて市金庫又は、各支金庫へ持参すれば、目の前で規定の領收印を押して領收證を納付者に渡される。

會計課はその命令により支拂通知切符を作成し、同時に市金庫へ支拂案内書を発行する。尙債主へも支拂ふべき通知をするのである。支拂通知切符を受取つた債主は、切符の裏面に署名捺印して市金庫に提出すれば、支拂案内書と照合し現金を支拂うのである。

「解説」市金庫について

徴收納付事務のみを、宇治信用組合、東宇治、槇島、小倉各農業協同組合に支金庫として取扱はしめることにしたのである。市金庫は、市役所の本館一階に三和銀行宇治支店より取扱員を出張せしめて金庫事務をとつてゐる。その時間は特別の場合を除き、市役所の執務開始時刻より午後三時(土曜日は正午)迄である。

若し、切符を亡失した場合は債主はその事実を立証する申立書を収入役(會計課)に提出し再交付を受けることが出来る。こうして支金庫は一日の支出を集計して収入と同様會計課へ報告する。これに基き會計課においては、証憑書類即ち、支出命令書を整理し歳出簿に記載されるれ且つ、出納簿に記載されるのである。

「市金庫の出納事務」

三和銀行宇治支店及び各支金庫は、勿論、その機關の営業時間中である。

「市金庫の監督」

収入役は例月或は臨時に金庫の關係帳簿及び書類を検査し、又市の監査委員はこれに立合つて經理の正確を期するのである。か様に金庫制度は手数がかり手続が面倒ではあるが、繁雜なる現金取扱により生ずる不測の間違をなくし、且つ、日々の財政狀況が直ちに現われ常に正確なる判断を下して經理に處して行けるのである。

「人權擁護委員について」

宇治市の人權擁護委員として、宇治市宇治妙樂一〇八番地 入江宗太郎及び槇島町北内一九番地 福井季太郎

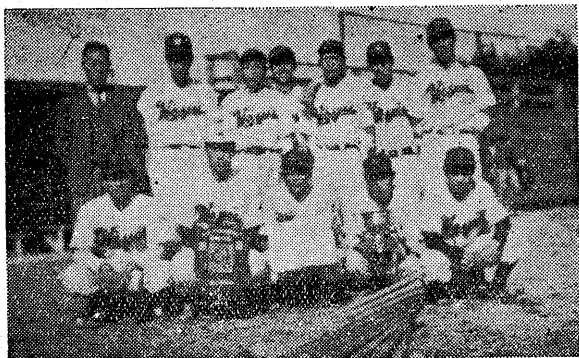
の兩氏が十一月の任務は、奉行、國民の基本的人權が守られることのないように監視

犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な處置を採るとともに、常に自由人權思想の普及と高揚に努めることをもつて使命とするものであるから、もし不法に人權を侵犯された場合は、委員に相談して適當な處置を受けることができる。

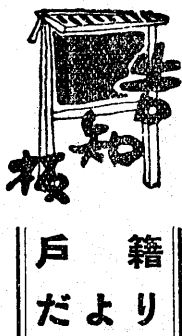
第2回 宇治市官公庁野球大会

宇治市鳳友 堂々貫録示して優勝 野球クラブ

宇治市官公廳野球連盟主催の秋季大会は、食糧事務所、土木工官所、茶業研究所、宇治警察署、地方事務所、宇治局、電報電話局、宇治市役所鳳友俱樂部、少年院、医療少年院、京大分校の参加十一チームで十月二十日より白熱戦を展開、勝ち残つた市役所と宇治警察署は去る十一月四日宇治球場で優勝戦を行つた結果、市役所チームは宇治警察署へ一点献上して十五A対一で優勝し毎日新聞寄贈の優勝楯と、京屋運動具店寄贈の優勝カップを獲得した。



寫眞 優勝投手奥



家督相續未届の方にお知らせ

父(戸籍の筆頭者戸主)が、昭和二十二年五月二日以前に死亡している方の戸籍は、家督相續届をしなければなりませんので、まだ其

の届出のしておらない方は市役所戸籍課へ印鑑を持つて届出して下さい。

家督相續届の用紙は、戸籍課にあります。

戸籍手数料の改正について

戸籍及び寄留の手数料が、昭和二十六年十一月一日から左の通り改正しました。

一、戸籍、除籍簿の閲覧 一回につき 金三十圓



市民の窓を聞く

★災害の篠村へ

おくれせながら、南桑田郡篠村水害義損金の募集状況を左に報告します。

(募金係)

去る七月十一日豪雨に見舞われ無惨にも一瞬にして百余名の人命を奪つた災害の地篠村に対して、救済運動が各地

に展開されましたが、当宇治市においてもその惨状目し難く一大義金運動を開始しました處、豫期以上の慰問金を寄せられましたことは、これひとえに市民各位の同情あふれるご協力の賜と厚くお禮申上げます。

義損金は左の通りであります。

区域別	金額
宇治	二七、八四〇〇
横島	三、九五〇〇
小倉	九、九〇〇〇
大久保	七、七五二五〇
東宇治	三六、五二八五〇
合計	八五、九七一〇〇

●市民の窓口

開設について

八月一日より市民の皆様のご苦情なりご意見をきくために「市民の声をきく窓口」を開設いたしました。

開設以来の受付件数は九三件、市政全般に亘つて実に心強いご意見を頂き、係は其の解決に最善の努力をたくして着々其の実をあげております。窓口は市役所新館の入口にあり、宮木囑託が担当しております。明るくい市政実現のために百パーセントのご利用をお願いいたします。係では建設的なご意見をお待ちしています

(添より)

●出生児の名前について

出生児の名前をつけるには、当用漢字表の内から選ばなければなりません。昭和二十六年五月二十五日からは次の文字を使つても差支えないことになりましたからお知らせします。

★使つてもよい
人名用漢字

丑丞乃之也 互亥亦享 龜龍

- 亮仙伊匡卯只吾呂諺
- 嘉圭奈宏寅尙巖巳庄
- 弘彌彦悌敦昌晃晋智
- 惕朋杉桂桐楠橘欣欽
- 毅浩淳熊爾猪玲琢瑞
- 甚睦磨磯祐祿禎稔穗
- 綾惣聰肇胤艶蔦藤蘭
- 虎蝶輔辰都酉錦鎌靖
- 須馨駒鯉鯛鶴鹿麿齋
- 龜龍

